

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、横浜高速鉄道株式会社（以下「横浜高速鉄道」という。）は、みなとみらい線の運行距離が4.1 Kmなのに資本金は507億円という会社で、配当の見通しはおろか将来更なる税金負担を見込まざるを得ない企業体質であり、みなとみらい線に対し公的資金（資本金への出資・無利子融資・補助金・廃線跡地購入資金）を投入することは不当な支出であると主張し、横浜市長に対し公的負担を排除するための措置を求めています。

このうち資本金への出資については平成15年9月19日に、無利子融資については平成17年5月27日に、すでに本件の請求人からの住民監査請求に基づく監査を実施し、監査結果を通知済みです。「同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていない」（昭和62年2月20日最高裁第二小法廷判決）とされており、重ねて監査を実施する必要はないものと判断しました。

また、請求人が不当と主張する補助金の支出については、平成15年度から19年度までに支出されたものであり、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過しています。地方自治法第242条第2項によると、住民監査請求は「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とされており、「「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきもの」（昭和63年4月22日最高裁第二小法廷判決）とされています。本件の補助金は通常の手続きを経て支出されたものであり、住民が相当の注意力をもって調査すれば、いつでもこれらの行為の存在を知ることができたことから、正当な理由があったとはいえません。よって、不適法な請求であり、監査の対象となりません。

さらに、請求人は廃線跡地購入資金の監査を求めています。当該支出が不当であることの事実を証する書面の添付がありませんでした。

したがって、本件請求は、法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。